## 滋賀県版ＧＡＰ実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目（必須）
○義務項目以外（重要）

| 区分 | 目的 | 取組事項 | 番号 | 点検項目 | 米 | 麦 | 大豆 | 関係法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農産物の安全性・品質の向上 | ほ場における環境衛生管理 | ほ場環境の確認 | 1 | 周辺の廃棄物や有害物質等から、ほ場や用水への汚染がないか確認する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 農薬の安全・適正使用 | 無登録農薬の使用禁止 | 2 | 農薬を使用する前に、農林水産省の登録番号を確認する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 農薬取締法および関係省令等 |
| | | 農薬の表示内容の確認と厳守 | 3 | ラベルに記載されている最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | 4 | 農薬は、適用作物名や希釈倍数、使用時期、注意事項等ラベルに記載されている使用方法を守って使う。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 農薬使用前の防除器具等の点検、使用後の洗浄 | 5 | 防除器具の使用にあたり、事前にノズル等を点検する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | 6 | 防除器具の使用にあたり、タンク、ホース、ノズル等が十分に洗浄されているか確認する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | 7 | 使用後は、タンク、ホース、ノズル等を十分に洗浄する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 農薬散布時における周辺作物へのドリフト（飛散）の回避 | 8 | 農薬を散布しようとするほ場周辺の栽培作物を確認し、必要に応じて、飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具等を選択する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 農薬、燃料等の保管管理 | 農薬、燃料等の適切な管理 | 9 | 農薬や肥料、燃料は、専用の保管場所で農産物や他の資材等と接触しないように保管する。特に毒劇物については、容器・貯蔵場所等へ表示する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 毒劇物取締法 |
| | 麦類のかび毒（DON、NIV）汚染の低減 | 麦類のかび毒（DON、NIV）汚染低減対策の実施 | 10 | かび毒汚染を低減させるために、赤かび病の適期防除の実施や適期収穫の励行等対策を実施する。 | ／ | ○ | ／ | |
| | 異品種混入の回避 | 品種特性の保持、品種証明 | 11 | 種子を更新し、異品種の混入を回避する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 高品質・安定多収生産の実現 | 湿害の回避 | 12 | 作付地の団地化等、排水条件に留意するとともに、ほ場の状況に応じて排水対策の徹底に努める。 | ／ | ○ | ○ | |
| | 農産物の衛生的な取扱 | 異物混入の防止対策の実施 | 13 | 作業（収穫・乾燥・調製）中に喫煙や飲食をしない。 | ◎ | ◎ | ◎ | 食品衛生法および関係省令 |
| | | | 14 | 作業（収穫・乾燥・調製）時に機械のネジや金属片、装飾品等が混入しないよう対策を実施する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |

滋賀県版ＧＡＰ実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目(必須)
○義務項目以外(重要)

| 区分 | 目的 | 取組事項 | 番号 | 点検項目 | 米 | 麦 | 大豆 | 関係法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農産物の安全性・品質の向上 | 農産物の品質向上 | 異品種・異種穀粒混入の防止対策の実施 | 15 | 種子袋や育苗箱に品種名を明記し、品種の切り替えは、取り違い・他品種の種子が混入しないようにする。 | ◎ | ◎ | ◎ | 農産物検査法および関係省令等 |
| | | | 16 | 田植時における品種の切り替えは、取り違いがないよう苗箱の品種を確認する。 | ◎ | | | |
| | | | 17 | 作業（収穫・乾燥・調製）時における品種や作物の切り替えは、事前にコンバイン・乾燥機等の清掃を徹底する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | カドミウムの吸収抑制対策の実施 | 18 | 出穂前後各3週間の湛水管理と土づくり資材の施用等のカドミウム吸収抑制対策を実施する。 | ◎ | | | |
| | | 適期収穫の実施 | 19 | 適期を逃さずに刈り取る。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 収穫後の適切な農産物の取扱 | 20 | 収穫後の籾（もしくは粒）を長時間放置せず、速やかに通風乾燥するか、乾燥施設に搬入する。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 品質事故の防止対策の実施 | 21 | 収穫・乾燥・調製作業の開始前に、各設備の整備・点検を行う。 | ◎ | ◎ | ◎ | 食品衛生法および関係省令等 |
| | | 適切な乾燥・調製の実施 | 22 | 乾燥・調製作業は、適正な温度管理、水分管理のもと行う。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | 23 | 倒伏や病害虫による被害籾、高水分籾（もしくは被害粒、高水分粒）は仕分けして、乾燥・調製等作業を行う。 | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 琵琶湖等の環境保全 | 農薬による環境負荷の低減 | 散布液の適量調製 | 24 | 散布面積や作物の生育状況、ラベルの記載内容を確認し、散布に必要な量だけを調製する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 水田からの農薬流出の防止対策の実施 | 25 | 農薬散布後１週間は落水、かけ流しをしない。 | ○ | | | |
| | | 病害虫が発生しにくい栽培環境づくり | 26 | 斑点米カメムシ類対策として、出穂２～３週間前と出穂期に畦畔除草を行う。 | ○ | | | |
| | | | 27 | 病害虫の発生源となる雑草や補植用余剰苗を除去する。 | ○ | | | |
| | | | 28 | 病害虫の発生源となる雑草や被害株、周辺雑草を除去する。 | | ○ | ○ | |
| | | | 29 | 抵抗性品種や輪作体系等を導入する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 病害虫の発生状況に応じた防除 | 30 | 発生予察情報やほ場、その周辺における病害虫の発生状況を確認した上で防除する。 | ○ | ○ | ○ | |

滋賀県版ＧＡＰ実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目（必須）
○義務項目以外（重要）

| 区分 | 目的 | 取組事項 | 番号 | 点検項目 | 米 | 麦 | 大豆 | 関係法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 琵琶湖等の環境保全 | 農薬による環境負荷の低減 | 化学合成農薬に頼らない防除技術の導入 | 31 | 温湯消毒、生物農薬の使用等、化学合成農薬を使わない防除を実施する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 農薬散布時における周辺等への配慮 | 32 | 農薬を散布する前に、近隣農家・住民に周知する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 肥料による環境負荷の低減 | 肥料節減に向けた取組 | 33 | 土壌診断結果や施肥基準に基づく施肥を行う。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 適切な堆肥化 | 33-2 | 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを施用する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 琵琶湖の水質保全 | 水田からの濁水の流出防止 | 34 | （畦畔等からの漏水防止対策）あぜ塗り、畦畔の補修、畦畔シートの設置等を行う。 | ○ | | | |
| | | | 35 | （浅水代かき）水田ハローやロータリによる浅水代かきを実施する。 | ○ | | | |
| | | | 36 | （田植え前の水管理）田植え前の強制落水を行わない。 | ○ | | | |
| | | | 37 | 代かき～田植え後は、こまめに排水口や畦畔からの漏水がないことを確認する。 | ○ | | | |
| | 健全な土壌の確保 | 土づくりの実践 | 38 | 県が定める環境こだわり農産物栽培基準「堆肥その他の有機質資材の施用基準」に基づき、堆肥等の有機物を施用する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 土壌の管理 | 38-2 | 降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合には、土壌の侵食を軽減する対策を実施する。水田の場合は、用水路の管理や、畦畔崩壊防止対策も実施する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 廃棄物の適正な処理 | 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 | 39 | 農薬、肥料等の空容器や空袋、使用済みハウスビニール、期限切れ農薬等は、廃棄物処理業者への委託等により、適切に処理し、不適切な焼却は行わない。 | ◎ | ◎ | ◎ | 廃棄物処理法 |
| | | 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 | 40 | 稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さの堆肥、飼料、敷料等へのリサイクルまたはほ場への還元を励行する（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く）。 | ○ | ○ | ○ | |
| | エネルギーの節減 | 施設・農業機械等の使用におけるエネルギー消費の節減対策の実施 | 41 | エンジンオイルやベルト、チェーン、タイヤの空気圧等農業機械の定期的な点検や整備を実施する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 42 | 農業機械は、必要以上に高いエンジン回転で作業せず、負荷の状態に合った適正なエンジン回転で作業する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 温室効果ガス（メタン）の抑制 | 中干しの確実な実施 | 43 | 中干しを適期（茎数が目標穂数の８割になった時）に実施する（期間は7～10日間）。 | ○ | | | |
| | 琵琶湖等への環境保全意識の高揚 | 環境と調和のとれた農業生産活動の実践 | 44 | 県が推進する環境こだわり農業に取り組む等、環境と調和のとれた農業を実践する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 総合的な鳥獣被害対策 | 鳥獣被害対策の実施 | 44-2 | 放任果樹の除去や柵の設置等、鳥獣を引き寄せない取組を行う。 | ○ | ○ | ○ | |

滋賀県版ＧＡＰ実践点検項目【米、麦、大豆】

※実際に使用する場合には、取り組みやすいよう並べ直したり、
自らの生産工程の問題や課題に即した内容にアレンジしてください。

◎法令上の義務項目（必須）
○義務項目以外（重要）

| 区分 | 目的 | 取組事項 | 番号 | 点検項目 | 米 | 麦 | 大豆 | 関係法令 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 労働安全の確保 | 作業者の健康管理と事故防止 | 不健康な状態での作業の禁止 | 45 | 体調が悪い時や酒気を帯びている時は、農作業に従事しない。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 安全な作業環境の確保 | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 | 46 | 農薬散布、機械作業、施設の補修等、安全に作業を行うための適切な服装やマスク等の保護具を着用する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 47 | 農薬散布で着用した保護具は、洗浄し、他のものとは別に保管する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険箇所の把握・作業環境の改善 | 48 | 危険な農作業の把握および農作業事故につながる恐れのある危険な箇所を把握し、危険箇所の表示やほ場の出入口の傾斜を緩くする等、作業環境を改善する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 農業機械等を導入・使用する際の安全確認 | 農業機械、装置、器具の安全装備等の確認、点検整備 | 49 | 農業機械、器具の始業前点検や使用後の整備等、取扱説明書に基づき、適切な保守点検の実施に努める。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 農業機械等の安全な利用 | 農業機械、装置、器具の適正な使用 | 50 | 農業機械の機能、使用上の注意事項、使用時の危険回避方法等、取扱説明書をよく理解した上で操作する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | 農作業事故に対する備え | 万一の農作業事故発生への備え | 51 | 農業生産活動の維持・継続に向けた保険に加入する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 労災保険法 |
| 経営の改善 | 農業現場における知的財産の適切な取扱 | 技術・ノウハウ（知的財産）の活用 | 52 | 特許技術は、適切な手続きを経て活用する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 特許法 |
| | 新品種育成者の権利保護 | 種苗登録品種の適切な利用 | 53 | 登録品種の種苗は、適切な手続きを経て利用する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 種苗法 |
| | 情報の記録・保管 | ほ場の位置、面積等の記録・保存 | 54 | ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、適切な期間保存する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 農業生産活動に関する情報の記録・保存 | 55 | 農薬、肥料の使用状況や播種、定植、収穫の作業実施日時等、農業生産活動に関する情報を記録し、適切な期間保存する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 農薬、肥料等の購入伝票の保存 | 56 | 農薬や肥料、種子、苗等の購入伝票、適切な期間保証書を保存する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | 出荷等に関する情報の記録・保存 | 57 | 品名や出荷日、出荷量等、取引に関する内容を記録し、1～3年間（米穀等の取引等に関しては原則3年間、その他の出荷に関しては流通実態に応じて1～3年間、それ以外は取引先からの情報請求に対応して）保存する。 | ◎ | ◎ | ◎ | 米トレーサビリティ法等 |
| | 特定の米穀についての保管・処理 | 用途限定米穀の適切な取扱 | 58 | 加工用米や新規需要米等は、明確に区分管理する。 | ◎ | ／ | ／ | 食糧法 |
| | | | 59 | 販売時は、包装等に用途を表示したり、定められた用途に使用されるよう契約書に記載する等の転用防止対策を実施する。 | ◎ | ／ | ／ | |
| | | 食用不適米穀の適切な管理・処置 | 60 | かびの付着や残留農薬等基準値を超過した米は、明確に区分管理し、廃棄等により、適切に処置する。 | ◎ | ／ | ／ | |
| | 生産工程管理の実施 | 生産工程管理の実施 | 61 | ＧＡＰのＰＤＣＡサイクルを実践する。 | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 該当項目数 | 61 | 51 | 50 | |

平成27年3月改定
平成24年3月改定
平成23年3月